

## 保存用資料

# 犯罪収益移転防止法

犯罪組織によるマネー・ロンダリング（資金洗浄）の防止を目的とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律」犯罪収益移転防止法が平成 19 年 3 月に制定され、宅地建物取引業者も対象となり、平成 20 年 3 月の施行より、宅地建物取引業者は宅地又は建物の売買において業務を行うにあたり

- ①本人確認義務
- ②本人確認記録作成義務及び保存義務
- ③取引記録作成義務及び保存義務
- ④疑わしい取引の届出義務

が課されることになりました。本人確認の方法としてお客様に運転免許証や健康保険証など書類を提示していただく事になりました。

従来、金融機関等に本人確認の義務を課していた「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」や、疑わしい取引の届出の根拠となっていた「組織的犯罪処罰法」第 5 章の規定が廃止され、新たにこの法律により本人確認や取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務化される事業者（特定事業者）が拡大されたことにより、宅地建物取引業者も対象となりました。

### 本人確認に必要な書類

#### ●個人の場合の本人確認書類

運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの）、旅券（パスポート）、外国人登録証明書 等

#### ●法人の場合の本人確認書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書 等

法律で決まったこととはいえ、不動産取引に新たに一手間増え、お客様にもお手数をおかけすることとなりました。お取引のご縁がありましたなら、本人確認の資料の提示をお願いしますので、ご協力をお願いします。

（後藤）

### 編集後記

Agora 岐阜で行われている研修会（第 1・第 3 水曜日開催）に異業種の方々の参加を求めています。時代が急速に変化をする中で、いろんな角度からものを見ることが求められています。参加自由です。お待ちしております。（内容は Agora 岐阜ホームページを参照）

（名和）